

2009年6月 日

様

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二

【事務局】

〒530-0034大阪市北区錦町2-2国労会館

TEL06-6354-8662 Fax06-6357-0846

メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp

社会保障に関する要望書

住民の暮らしを守っての貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。また、日頃より、私どもの活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、今年も昨年に引き続き、税・社会保障に関して下記のように要望させていただきます。

【要望項目】

1. 行政のあり方について

- ①行政執行においては、法および条例に基づいて行い、特に手続きにおいては、「行政手続法」にもとづいて行うこと。
- ② 職員への法令の研修等を徹底し、法令遵守をすること。

2. 国民健康保険など医療について

- ①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、けんぽ協会保険料なみの払える保険料にすること。さらに保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免を拡充すること。一部負担金減免を法律どおり実際に使える制度とすること。いずれもいまある減免制度についてはホームページに掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。
- ② 資格証明書発行をやめること。中学生までのこどもに対しては法令を遵守し1枚ものこすことなく国保証を手渡すこと。そのために窓口交付ではなく郵送とし、確実に渡せるよう教育委員会とも連携すること。高校生に対しても国保証を発行すること。さらに留め置き(短期保険証が渡せていない)世帯の無保険の子どもたちにも渡すこと。
- ③ 予防・早期発見により医療費をさげる観点で、全ての住民を対象に従来の健診水準を下げることなく市町村の責任で健診を行うこと。特に、がん検診を充実させ、受診しやすいよう無料制度とすること。
- ④ 後期高齢者医療保険制度の保険料については独自減免などを検討すること。さらに、低年金者・無年金者が滞納する可能性が非常に高いので資格証明書を絶対に発行しないよう広域連合に強く要請すること。

3. 介護保険について

- ①介護保険料減免制度・利用料減免制度を創設または拡充すること。
- ②介護認定者に対する「障害者控除」認定については、認定のための基準を明確にし、市民や介護支援事業所などにも広報し、担当者が住民に対して正しくアドバイスできるように教育を徹底するとともに、遡りは5年と可能とすること。
- ③大阪府「訪問介護に関するQ&A」全面改正については事業者にも周知徹底し、法令以上の市町村ローカルルールを強要し、利用者からサービスをうばわないこと。
- ④要介護認定の結果については、経過措置対象者に対して新認定での結果も知らせること。

4. 生活保護について

- ①3月18日付け厚労省通知「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」を踏まえ、無差別平等の原理、申請保護の原則を守り、救済漏れがないようにすること。
- ②生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。
- ③各自治体で作成している「生活保護のしおり」について、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善すること。
- ④廃止された高齢加算・母子加算の復活を求め国に要望すること。
- ⑤通院のための移送費の認定について、平成20年4月以降の削減をやめるとともに、その後の厚労省の対応に基づき、拡充をはかること。

5. こどもの医療費助成について

- ①全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。
- ②大阪府に対し、制度の改悪を絶対にしないよう強く申し入れるとともに、他府県なみの水準にすることをつよく要望すること。

6. 障害者施策について

- ①障害者団体などの参加のもとに、障害者施策推進協議会・市町村自立支援協議会を確立・整備し、有効に機能させること。
- ②障害者自立支援法の支給決定にあたっては、障害者一人ひとりのくらしの実態に応じて、必要なサービスを必要な量確保すること。
- ③重度障害者医療費助成制度を現行のまま存続させること。